

令和元年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和元年7月3日（水）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】ただいまより、令和元年第 2 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をして頂きます。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願ひいたします。まず、事前にお送りした資料でございますけれども、資料の 7 から資料の 10 番までの 8 件の資料、こちらと「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」、こちらは事前に配付をさせて頂きました。また、机上配付で本日、審査順に変更が生じまして、順番が変わった関係で次第の差替え版というものを机上に置かせていただきました。また、参考資料の 9-3 というもの、再委託に係る取扱いの整理をしたもの、こちらを机上に置かせていただいております。

前回に引き続き、各案件の説明の時にそれぞれ使う資料については、担当課長から説明をさせて頂きたいと思っております。

本日は、伊藤英里委員が欠席されております。以上でございます。

【会 長】それでは、議題に入り、審議を進めてまいります。説明される方は、資料を読み上げるのではなくて、要点を説明して頂いて、必要に応じて補足点を加えるようお願いいたします。

では、まず、資料 12 『要配慮者災害用セルフプラン』の送付実施による要介護情報等の目的外利用についてです。それでは、説明者は資料の確認をした上でご説明をお願いいたします。

【地域福祉課長】それでは、『要配慮者災害用セルフプラン』の送付実施による要介護情報等の目的外利用について、ご説明させていただきます。

本案件の説明の際に使用する資料でございますが、資料 12 と 12-1、最後に参考 12-1 をご覧いただければと思います。

それでは、説明に入らせて頂きます。

今回お諮りするものが、目的外利用の諮問ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料 12 の 2 ページをご覧いただければと思います。資料の概要でございますが、担当課は福祉部の地域福祉課でございますが、目的でございますが、高齢者とか障害者のように、災害時に特に配慮を要する方に対しまして、要配慮者災害用セルフプランのひな形、フォーマットを送ることによりまして、平時に、防災意識の向上の普及啓発、それから発災時には、

どう行動すべきかというところを、あらかじめ明確にさせるということを目的としまして、セルフプランというものを郵送しまして、それを活用して自助・共助の取組みの強化を図るというものでございます。

それから、対象者ですが、記載のとおりでございますが、介護保険でいう要介護者3以上の方、それから②身体障害者手帳2級以上の方、それから③愛の手帳、これは知的障害の方なのですが、2度以上の方、それから災害時要援護者名簿登録者、これは手挙げ方式でして、75歳以上の独居の方だとか、あるいは障害だとか難病を持っている方、そのほかに、そうではないけれども災害のときは援助して欲しいと手を挙げた方の名簿があるのですけれども、その4つの事項に該当する方が対象となっております。

事業内容ですが、簡単に申し上げますと目的のように、平時に災害に備えるために、あらかじめ自分は備蓄する物は何か、それから持ち出す物は何か、それから避難所はどこか、薬などどのような物を持って行かなければいけないのか、このようなことを日常考え、記載して頂き、携帯用のものを作り、それを身に付けて頂きます。発災したときに例えば自宅に支援者が来た時に、この人はどのような支援が必要な人なのか、配慮するというのはこのようなことなのかということが分かりますし、あるいはご本人が、発災した時に、自分の避難所はあそこなのだというところを、あらかじめ慌てずに把握しておくというような目的でやっております。

それから、もう1つ、避難所にご自身が避難されたときに、避難所にいるスタッフがこの携帯版を見せてもらうと、この人はこのような障害をお持ちで、どのような配慮が必要なのだということが分かりますし、避難所としても、支援をスムーズにできるという目的のために行うというものでございます。事業概要の下のほうにあります1事業対象者とございますけれども、1の(1)①から④まではご説明したとおりなのですが、人数的には①から③までで約9,000人、それから④の名簿登録者が、約2,700人それぞれいるのですが、今日ご承認いただければシステムで名寄せをいたしまして、我々とする大体1万人ぐらいになるのではないかと見込んでございます。重複している方がおられるので、そのように見込んでいます。

大きな2番ですが、本事業に係る個人情報の流れ、大変恐縮ですが資料12-1をご覧ください。横版のカラーでございます。左から順に個人情報の流れがございまして、「区」と上に書いてあって、各システムを示す円柱があります。介護保険課には要介護認定支援システム、障害者福祉課には障害者総合支援システム、それから地域福祉課には災害時要援護者名簿システムと、それぞれのシステムの対象とする方を名簿に記載されております。この方々の情報を、真ん中にごございますけれども、情報システム課により抽出、名寄せ作業をいたしまして、宛名

ラベルを打ち出します。そして宛名ラベルについては、紙のまま地域福祉課に納品されますが、データにつきましては、そのデータを、黄色で囲んでありますけれども、区のイントラネットのファイルサーバの中に格納していくという流れになってまいります。そのデータと宛名ラベルにつきましては封入封緘、それから宛名ラベルの貼付ということを業者委託という流れで行うものでございます。

以上が事業内容の流れでございまして、資料12の3ページをご覧くださいと思います。目的外利用の内容でございますが、まずは保有元の欄をご覧くださいと思いますが、保有課につきましてはご説明したとおり介護保険課、障害者福祉課、それから登録の名称については記載のとおりということになります。目的につきましても記載のとおりでございます。登録業務に係る個人情報の記録媒体については文書、帳票、電磁的媒体で持っているということでございます。これを利用先でございます当区の地域福祉課が、先程申し上げました名寄せをしたデータを利用して頂きまして、セルフプランを事業対象者の方に送付するための宛名シールを打ち出すというために利用するものでございます。

それから、この業務の記録媒体につきましては、新宿区のイントラネットのシステムのファイルサーバの中に保存するというものでございます。

目的外利用を行う理由でございまして、セルフプランのひな形、フォーマットを送付するに当たっての郵送先を抽出する必要があるというものでございまして、目的外利用を行う情報項目ですが、介護保険の情報につきましては被保険者の氏名、住所、生年月日、要介護状態区分。それから障害者福祉課が保有する情報につきましては、氏名、居住地、生年月日、障害の等級でございます。目的外利用を行う際の記録媒体につきましては、電磁的媒体ということで、括弧にございますが、ポストコンピュータから抽出し、情報システム課が管理するイントラネットシステムのファイルサーバの地域福祉課専用フォルダにて保有するというものでございます。

それから、目的外利用の時期・期間につきましては、承認された以降も同様ということで、実施させて頂ければと考えているところでございます。

最後になりますが、セルフプランのイメージ 参考12-1をご覧くださいと思います。これはまだ、実際にはいろいろと高齢者、障害者に分かりやすいようにデザインを作り込んでいるところでございますけれども、まず1ページ、赤い字で「1」とあるのが、日頃の備えといたしまして、注意事項をここに書いて頂く。それから、緊急時の家族との連絡方法も改めて決めておきましょうという注意喚起です。

めくっていただきまして、日常の備蓄品のリスト、これはチェック方式なのですが、それから非常用持ち出し品のリスト。一番下には、自分の状況に応じた特別に何か備えなければいけないものについて、チェックあるいは記述しておくというようなことになっております。

それから、「2」というページでございますけれども、介護サービスの利用状況ですとか、誰が支援しているのか、その連絡先。それから障害福祉サービスということであれば、このようなサービスを受けている連絡先はここだと。まためくっていただきまして、3ページご覧いただきたいのですが、配慮事項ということで、本人の氏名、住所ほか、ご覧のようにどのような状況で、どのような障害があつて、どのような配慮をして頂きたいのか、自由記載欄を設けておりまして、ここに支援者あるいは日常自分で配慮してもらいたい事項を記載して、書いておいてもらうというものです。

それから最後のページですが、支援の要請についても、事前に助けてもらいたいことも想定しておいて、例えば指をさして、自分の困っていることが相手に伝わるのが重要です。緊急連絡先、通院の状況。最後のページには、地震が起きた時、自分は一体どうすればいいのかというところもお伝えするというような内容でございます。これを家庭に備えておきます。A3版を想定しておりまして、先程言葉で申し上げました携帯版はこれから用意して、定期のサイズの大きさぐらいに畳んで、必要最小限のことを、簡単なケースに、あるいはポケットに入れられるようなサイズ、例えば外出時、あるいは発災時、自宅から避難所に行くとき、役に立つように携帯版も一緒に同封して送付するというものでございまして、これを送るための宛名リストを抽出させていただくための目的外利用を、ご承認頂きたいという内容でございます。

以上、雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

【会 長】では、事務局のほうから。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザーの意見一覧の、資料の4段目に今ご説明したセルフプランに係るご意見ということで、アクセスログ、アクセス制御やログ監視、必要となる情報保護対策はとられているということで、確認をして頂いたところです。以上です。

【会 長】質問なのですが、今回のセルフプランですが、これは常時、例えば対象者だって日々変わる。日々というのはオーバーにしろ、しょっちゅう変わると思うのですよ。それで、そういう把握もしておかないと、事業目的としては送付だけではなくて、非常にいろいろなものを含むのではないかと思うのです。だから、そういう意味で、むしろこの名簿を作ることが目的であつて、この名簿をつくって常時お使いになって、それで、今回はたまたま文書の発送ですから、それは宛名ラベル提供だから、こちらに報告要らないのではないかという気も

してしまっていて。

【地域福祉課長】ご指摘よく分かります。まず、今回お諮りするものは、宛名ラベルの印刷だけに使います。ご指摘のありました名簿につきましては、既に同様の、災害時の支援者名簿を危機管理課が保管してございまして、発災時に活用するように紙ベースで持っております。ただ、それとは別で『要配慮者災害用セルフプラン』を送るために活用したいと考えております。

あとは、どのような方に送ったか、統計としても知っておきたいのと、それから年に1回ずつ新規で、これはまだ1回目ですので1万人ほど、どんどん送りますけれども、今後新たに要介護認定になった方とか、あるいは障害になった方については、地域でまたこつこつと送るといことで活用していくこととなりますので、基本的に言うと、発送するために保有する情報の目的外利用で作らせて頂きたいというのが目的でございます。

【会 長】要するに名簿を作りたいのですね。発送、どのような文書を発送するかは、そのときで違う。それで、今回の発送分だけでなく、今もおっしゃったように、私も想定するように、新しい該当者が出てきた都度、同じ文書か違う文書か知りませんが、何かの発送をするわけですね。それで、そうやってリストを変更しながら、いざとなったときはこの名簿を使いたいと、そういうことですか。

【地域福祉課長】初めはそのようにしたい。会長のおっしゃられていた、いざ発災時の要援護者名簿というのは、危機管理課が同様に紙で持っております。ですので、我々とするとそのデータを活用すれば、良いのかもしれないのですが、これは紙ベースでしか保有していないということもありまして、新たに送り先のリストを抽出するために、目的外利用するものでございまして、名簿自体は毎年危機管理課が更新して持っているというもので、それは今、ご懸念された目的というのは、区としては、大丈夫にはなっています。

【会 長】それでは、誰か、ご質問かご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】今のご説明を聞いていると、地域福祉課は災害時要援護者名簿システム、これはシステムを持っていると。それから、危機管理課のほうでは、紙で要援護者名簿というのを別途持っている。それと今回、介護保険課の要介護の方ですとか、障害者の方たちを、1回集約して、名寄せをして、新しく名簿をつくと。そうすると、今回3つ名簿が、区の中に存在することになるのですけれども、これらの関係というのは、どうなるのでしょうか。

【会 長】どうぞご説明ください。

【地域福祉課長】まず、委員が最初に指摘された危機管理課で持っている名簿というのは、名

称は違うのですけれども、災害時の要支援者名簿と言いまして、ほぼ今回お諮りする対象者と同じでございます。要介護者、障害者、それから我々独自に持っている要配慮者名簿。これを統合した名簿というものを危機管理課では持っています。ただ、それは電子データで持っていませんので、改めて独自のプログラムで抽出させて頂くというのが、分かりやすい内容です。

危機管理課は電子データで保有しないということで、承認を頂いているということで、そのまま丸々使えればもちろんよろしかったのかもしれませんが。

それともう1つ、地域福祉課が保有している災害要援護者名簿というのは、先程申し上げた手挙げ方式で、私は何かのときは安否確認してほしいという方も含まれております。この方々は、民生委員ですとか、警察ですとか、地域防災関係者などに、あらかじめお配りしているものでございますので、そういう意味では、確かに幾つか持っているのだねというご懸念はよく分かりますけれども、危機管理課のほうは紙ベースしか持たないという実情があったので、今回はこれで実施させて頂きたいという内容でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、今回の新たなセルフプラン送付先対象者名簿は、危機管理課で持っている要支援者名簿とほぼ同じ内容になるだろうと想定されているわけですね。それと同じ内容になるだろうと想定されているが、実際同じになるかどうかはやってみないと分からないのですね。そうなってくると、逆に要支援者名簿と今回作るものは本来であれば同じ対象者であるべきなのに、ずれが生じるということもあると思うのです。そうすると、本来支援する対象の方たちがカバーされてこないというリスクもあるということですが、そのあたり危機管理課に対して新しく作った名簿を、ちゃんとフィードバックしてあげるとか、そういったことは考えなくてよろしいのですか。

【地域福祉課長】まず、危機管理課で持っているものと、今回お願いするものというのは、ほぼ同じプログラムでやりますが、時点のずれが出てきます。それにつきましては、危機管理課も定期的に更新をしておりますので、確かに時点のずれはありますので、発災時によっては、ずれが出てくる可能性はございます。そのときに当課がファイルで保有しているものを活用するかどうかということについては、危機管理課とは調整しなければいけません。命の問題でございますので、そこは何とか調整していきたいと思っております。

【三雲委員】時点のずれが発生するだろうなどは思っています。それは別々の課が別々の作業をやっていく場合、本来同じ目的で作業しているはずなのに、それは無駄が随分あると思いますので、そういったやり方ではなくて、同じ目的で動いているのであれば、同時に実施するの

が良いのだらうなということとと、あともう1つ、災害時の要援護者の名簿は手挙げ方式というけれども、今回、要支援者名簿に、端的に言って、同じ人たちが対象になるということは、その方たちの中には当然要援護者のほうには入っていないくて、同じタイミングで要援護者名簿に入りたいという方が出てくると考えるのですが、そのあたりの意思確認みたいなことはされるのでしょうか。

【地域福祉課長】我々も1人でも多く手を挙げてほしいということもありますので、この送付に当たっては、要援護者名簿に登録しませんかという意図といたしまして、そのようなことをやってまいります。

それから、ちょっと補足させていただきますと、危機管理が持っている名簿というのは、災害対策基本法に基づいて持つということもあって、災害時以外は本人同意なしで活用できないという縛りがあります。ただ、事前の送付につきましては、危機管理課は電子データを持っておりませんので、我々のタイミングで今度は名簿を作るかどうかは調整できる可能性はありますが、ここは今、確定的なことは申し上げられませんが、今後ロスのないような形では調整していきたいと思っております。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。須貝委員。

【須貝委員】災害時の弱者対策として、せっかくこういうことをおやりになるのであれば、単に配布するだけではなくて、その後のフォローというのですか、しっかりこういった資料を活用されて、有効な活用をされていくということというのかな。そういったことをして行くような仕掛けが必要だと思うのです。そういう意味で地域の民生委員の方、あるいは福祉施設などに入っていらっしゃる方もおられると思うので、そういった福祉施設の関係者と連絡をとって、こういったプランがしっかりと作成されるという必要があるのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

【地域福祉課長】ありがとうございます。我々も、送りっ放しで、実際には何も書いていないということを、一番避けなければいけないということは思っております。これを送って、今、まだ確定はしていませんけれども、10月から12月にかけて、例えば障害者団体の施設であるとか、あるいは在宅サービスセンターなどを活用しまして、記載する内容を、一緒に考えて記載するような、説明会という言い方をしているのですけれども、何とか趣旨を分かっていたら、団体の方々、その施設に行くと支援者の方なども来ておりますので、そんな方に理解をして頂いて、是非とも書き方だとか、書く目的を十分理解して頂いて、場合によっては障害者の方ご本人と対話をしながら記載することも考えてございます。特に障害者の方々

はなかなかご自分自身でご理解だとか、あるいは記載することがなかなか厳しいという想定もございますので、そこはむしろこちらが出向いて行きたいと思います。個別には行けるかどうか分からないところがあるのですが、なるべく、単なる説明会に、「来てください」ということではなくて、なるべく出向いて書いてもらう。あるいは一緒に書くようなことまでやっていきたいと思いますし、施設においても、これから定期的にはこれをやっていきたいとは思っております。

【須貝委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】この対象の方々はケアマネさんがついている方が多いと思うのですね。

それで、幾つかお聞きしたいのですけれども、このセルフプランは郵送されたら、その方がケアマネさんなんかと一緒に記入をしたとして、おうちの中のどこに置いておくものなのでしょう。と言いますのは、見守りで、これはそのところに置くか何かしてくださいねというので配った時があるのですけれども、後で行って聞くと、どこへ行ってしまったかな、捨ててしまったかなということが結構起こっています。

それと、さっき三雲委員がおっしゃったように、やはり縦割りでなく、横につなげる組織づくりをやっていただかないと、と思います。やはりこれだけ、個人情報をも明記するし、区民としては税金を使うわけですから、とてもいい案だと。これはここの審議事項とは関係ないことですが、私も年になってきて友達も70ぐらいが多くなると、参考12-1の素案にある、ブルーの薄い字とか、緑の中の黄色はほとんど見えない人が多いのです。だから、やはりこういうのを作りたいときには、高齢者団体など意見を反映して欲しい。

【会 長】どうぞ。

【地域福祉課長】まず、ケアマネのご質問がございましたけれども、先程私が障害者団体の一例にしたのですが、ケアマネの会議、ケアマネットというのが新宿区にございます。そういったところにも出向いて、ケアマネにも理解をして頂き、区役所からこんな送られたのだけれど、何と聞かれたときに、それは災害時のときのことなのだから、ここをこう書いてねということができるようにはしたいと考えています。

それから、置き場所なのですけれども、ご覧のとおりで個人情報が結構入っているということで、本来ですと、玄関先に置くのが一番いいのですが、これはやはり大変なことになりますので、我々は、例えば台所の冷蔵庫あたりに下げてもらえないかということでは設定しております。あまりしまわれてしまうと役に立たない。しかし、あまり容易に第三者が見られるとこ

ろですと、なかなかそれも厳しいということもありますので、本番ではどこか隅っこに穴をあけて、ぶら下げるとような工夫はしておきたいと考えています。

それともう1つ、これ、今日お示ししているのは、まだ現時点でのプロトタイプでして、実はこのひな型をもとに障害者団体などとも意見を今、交換していきまして、現実には、もうだいぶできつつあるのですけれども、ユニバーサルデザインの、さっきおっしゃったような色使いですとか、活字などもゴシックでなくてはとかいろいろ決まりがございますので、これについても、今日、イメージでこれしかお出しできなくて残念なのですが、最終版ではかなりユニバーサルデザインを意識した、紙質ももうちょっと厚手にする予定でございますので、そんな形でやらせていただきたいと思いますと思っております。

我々も障害者団体の意見、あるいは今年になっている民間の施設の方々と意見交換をしたりしまして、使われなければしょうがないという話は出ております。一方で支援者にも分かりやすくなければ仕方がないというところで、そこを狙って今、鋭意作っておりますので、最終版につきましては今日、お示しできないのですが、今ご指摘のあったことは配慮させていただきますと考えてございます。

【鍋島委員】横に繋がるのはどうですか。

【地域福祉課長】横に繋がるのは、これ区政全般に、災害に例えるとそうなのですけれども、基本的に災害被害は危機管理課を中心にいろいろと、横にだいぶ移させてくれているのですが、この問題については先程のように、電子データを持たないということでご承認を頂いているということもありましたが、工夫をさせて頂いて、ロスのないようには持ちかけてみたいとは考えております。

【会 長】よろしいですか。ほかに、津吹委員。

【津吹委員】私も気になったのが、今おっしゃったように、どこに置いておくかということで、これはまさに個人情報で、我々は地域などの安全マップを作った時に、主要なところ、ご連絡をつけたいところだけ、電話番号と機関名だけ書くというようなマグネット式のものをつくっておりまして、それを冷蔵庫とか、分かりやすいところに張っておいてくださいということでお配りをしたりしています。そういう意味で、これがそのまま、誰でも見られてしまうと、個人情報等がだだ漏れになりますので、今、高齢者支援課でやられている見守りキーホルダーというのは高齢者総合相談センターに必ず登録をされているわけですから、あれで一括管理をして頂いて、それを書いたら自宅に置くのではなくて、これをそのまま高齢者総合相談センターで管理をすれば、その人のキーホルダーの番号でその方の情報が全部分かるわけですから、一

括管理をすれば、例えば崩壊してしまったら、こんなものはまた役に立たなくなってしまうわけなので、キーホルダーの番号だけあれば、区なのか、高齢者総合相談センター向けと区の包括支援センターですから、そこで一括管理をしておけば、個人情報も漏れないし、逆に言うと何かあったときにすぐそういうところから情報が、医療機関ですとか、福祉課ですとかが情報をとれて、お手伝いができるという、具体的な政策がとれるのではないかなと、そういう意味では個人情報の問題も含めて両方保護できるのではないかなという気がするのですけれども、是非そこまでご検討頂ければと思うのですが。

【会 長】ご説明ください。

【地域福祉課長】ご指摘ありがとうございます。これは今、すぐに「分かりました」と申し上げるわけにはまいりません。調整も必要ですし、個人情報の、発災時にどのように高齢者総合相談センターが動くか、いうこともございます。災害時は、要援護者の方々の日ごろの備えが、かなり重要なことなのです、備えるという意識づけのこともございますので、まずはこれでやらせて頂く中で、保管場所なども、検討させて頂きたい。どうするかは非常に悩むところではあるのですけれども、実施させて頂いた上で、今ご指摘あった見守りキーホルダーとの連携は、次の課題として頂きたいと思います。ありがとうございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】大変すばらしいものだと思うのですが、思うことは、これ、まだ作っている途中だということは分かるのですけれども、具体的な各論の部分がもうちょっと厚いほうがいいのではないかと思うのですね。

というのは、先日、東京都のほうから避難の計画、マイプランでしたか、青い箱型の冊子みたいな。あれは非常時に実際に何分かかるとか、準備のためにどれくらい時間をとるとか、あと距離とかも実際に具体的に計画を作るようなツールになっていましたけれども、そういういざという時のことを考えれば、この避難する具体的なこの部分ですかね。その部分の、プランの各論の部分が良かったほうがいいと思うので、ぜひ参考にして頂きたいと思います。

【会 長】では、ご意見として。

それでは、ほかにご意見がないということでしたら、本件は諮問事項ですから、承認するかどうかなのですが、反対の方はいらっしゃいますか。そうでなければ、皆さん賛成ということで、よろしゅうございますか。では、本件は承認ということで。

次に資料7に戻ります。資料7、「住民基本台帳事務等における法務省との情報連携に係る外部結合について（相手先の変更）」であります。ご説明される方、資料の確認をした上でご説明

願います。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。

それでは、住民基本台帳事務等における法務省との情報連携に係る外部結合について（相手先の変更）ということで報告をさせていただきます。

まず資料を確認させていただきます。資料7、こちらと資料7-1という横のカラーの概要図、それと資料7-2ということで、縦版のものです。以上が資料となりますが、

今回、事業名にございます住民基本台帳事務等における法務省との情報連携に係る外部結合、こちらにつきましては平成23年の本審議会におきまして、承認を頂いている事項となりまして、既に24年から運用されているものになります。今回は報告事項ということで、法令改正に伴いまして結合の相手先の変更。具体的には、従来、法務大臣が相手先でございましたが、平成31年4月1日から出入国在留管理庁長官に事務が移行されまして、これを受けて今回相手先の変更を行ったというものでございます。

従いまして、それ以外の具体的な事業内容、あるいは対象、そして結合される情報項目等につきましては、一切変更はございませんので、ご了承いただければと思います。

非常に簡単ではありますが、事業内容等をご説明させていただきますと、こちらは住民基本台帳法、それと出入国管理及び難民認定法等に基づきまして、法務省と新宿区内に在住しております外国人住民等につきましては、情報連携を行うというものになっております。処理の概要等につきましては、資料7-1のカラーのほう、こちらのほうが概要図になりまして、左側が新宿区の内容になりまして、取り扱う個人情報、住民情報システム、そしてLGWAN、総合行政ネットワークを通して、右側になりますが従来法務大臣ということで法務省になっておりましたが、今回は出入国在留管理庁になったということで変更内容になっております。

情報連携の内容につきましては、資料7-2のほうにございます結合される情報項目、こちら、外国人の方の異動の事由コード、異動内容等々について、こういった項目について情報連携を行っているということで、細かい項目については後ほど目を通して頂ければと思います。

資料7の2ページのほうに戻りまして、こちらは先程簡単に申し上げましたが、本年4月1日に外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局ということで、出入国在留管理庁が新設されまして、住基法、入管法等の改正によって市区町村との在留関連事務に関する権限が、法務大臣から出入国在留管理庁長官に移行されたということで、これを受けて今回法務大臣から出入国在留管理庁長官に変更するというものでございまして、変更日につきましては平成31年4月1日、対象者につきましては、下の4番にご

ございます区内に在住する外国人住民等ということになっております。

変更点、また簡単ではございますが概要については以上となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】セキュリティアドバイザーの意見はどうなっていますか。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザーの意見一覧をご覧いただきまして、1行目でございます。必要となる一定の対策はとられているものの、外部結合に当たっては改めて以下の内容について確認するというので、1つ目がファイヤーウォールについて、2つ目が外部接続について、3つ目が接続についてということで、それぞれアドバイザーのほうから再度確認をするように助言をいただきました。

それに対する担当課の対応として、主に情報システム課のほうで対応をしておりますけれども、区の対応状況について今回改めて確認をし、適切に運用されていることを確認したということで回答を頂いているところでございます。以上です。

【会 長】資料7-2、結合する情報項目、これはその外国人住民等について、それ以外にもたくさん登録されていて、その一部なのか、全部。

【戸籍住民課長】外国人の方につきましては全部ということでございます。

【会 長】分かりました。それでは、ご質問、ご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。それでは、了承といたします。ご苦労さまでした。

次に、資料10「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について」です。それでは、説明される方は資料ご確認の上、ご説明ください。

【教育指導課長】教育指導課長です。どうぞよろしく願いいたします。

最初に資料の確認です。本日の資料は資料の10、項目の概要についてまとめさせて頂いております。それから資料10-1、横になっているのですが、本日報告させていただく内容となっております。それから参考の10-1、健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書の写しとなります。そしてもう1つが、参考10-2となっておりますのがガイドラインの写しとなっております。

それでは、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、ご報告をさせていただきます。

先程、本制度についての趣旨については説明させていただいておりますので、そこについて

は割愛をさせていただきます。

個人情報のやりとりを学校の視点で見て、警察から学校への連絡事案を本人外収集とさせて頂いております。

本日は、これまでも報告をさせて頂いておりますが、前回報告させて頂いた以降のものについて、その運用状況について報告をさせていただきます。恐れ入りますが、個人情報保護の観点から詳細な説明については行うことができないことを、ご理解いただけますようお願いいたします。

それでは、資料10-1をご覧ください。警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集1件について、ご報告いたします。指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校へ連絡した案件1件です。

概要としましては、区内の量販店において生徒1名がイヤホンを窃取したものととなります。また、生徒が乗っていた自転車が他人名義であったこともあり、警察から保護者の了解を得て学校に連絡をした対応となっています。この件につきましては、警察、学校で保護者、そして本人へ指導をいたしました。以後、大きな問題行動等はございません。

報告の内容は以上となります。また、今回10-1の概要のところで、重ねてになりますが、事案の概要が分かるように特記をさせていただきました。

報告は以上となります。よろしく願いいたします。

【会長】 今後は、生徒が中学生なのか、高校生なのか、まとめて頂き、あとは簡単な概要説明ということだけで終わりにさせていただきます。今後は、表現等も含め、社会の状況が分かる簡単な方法での報告をお願いします。これについて、よろしく、

ほかに何かご質問、ご意見ございますか。ないようでしたら、これは報告事項ですので了承します。

次に、資料6「訪問看護ステーション実習研修業務の委託について(変更)」であります。それでは、説明される方は資料を確認した後、ご説明をお願いいたします。

【地域医療・歯科保健担当副参事】 地域医療・歯科保健担当副参事でございます。よろしく願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は資料6と参考の6-1でございます。

それでは、訪問看護ステーション実習研修業務の委託についてご報告をさせていただきます。資料6の1ページをおめくりください。事業名は訪問看護ステーション実習研修、担当課は健

康づくり課、目的は記載のとおりでございます。対象者でございますが、下線の部分が今回の変更点でございます。事業内容でございますが、区では病院職員の在宅療養に対する理解の促進及び病院と地域の関係機関との連携強化を目的として、平成21年度から区内病院に勤務する看護師を対象に、区内の訪問看護ステーションの実習研修を実施しております。また、平成29年7月からは対象者を病院勤務の医師にも拡大して実施しております。これらにつきましては、本審議会でご了承を頂いているところでございます。

この度の変更点といたしまして、令和元年7月からさらなる在宅療養に対する理解促進と病院と地域との連携を図るために、対象者を医師、看護師のほかに病院勤務のリハビリ職と医療ソーシャルワーカーにも拡大して、研修を実施してまいります。実習研修の日数は医師、看護師につきましては従来どおり、今回対象を拡大するリハビリ職及び医療ソーシャルワーカーは、いずれも1日間でございます。会場は区内訪問看護ステーションになりますが、訪問看護ステーションによりまして、数の増減が生じることがあるため約40か所と記載をしております。令和元年度の定員は看護師は従来どおりで、医師は従来の5名から3名とし、リハビリ職、医療ソーシャルワーカーは合計2名といたします。

3ページをご覧ください。委託先は区内訪問看護ステーションで、先程会場のところでご説明をいたしましたとおり、約40か所のステーションとなります。委託先が受け入れる研修受講者に係る情報項目は、受講者の氏名、勤務先、これは受講者の所属の病院名となります。勤務先電話番号、こちらも病院の電話番号です。担当業務は受講者の所属の診療科となります。情報項目の記録媒体は紙のみとなっております。委託理由等につきましては、前回と変更はございません。委託の開始時期及び期限は、令和元年7月1日から同年12月27日までとして、次年度以降も同様の業務委託を行う予定でございます。委託に当たり区が行う情報保護対策及び受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、こちらにお示ししましたが、以前と同様でございます。

ご報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【会長】委託先の区内の訪問看護ステーションというのはどういうところなのか。区の職員との関係はどうなっているのか、分かるように簡単に説明してください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】区内の訪問看護ステーションというのは、在宅療養されている方に、医師の指示のもと、訪問して看護を行うという事業を行っている事業者でございます。区にも区立の訪問看護ステーションはございますが、1か所ということもございまして、他の民間の看護ステーションが24時間体制ということで事業の実施をしておりますので、そ

ちらの事業者のほうにノウハウも持っているということで、委託をさせていただいております。

【会 長】この人たちの名前を、研修生の名前をそのステーションに連絡するので、ここへ審議してということですか。

【地域医療・歯科保健担当副参事】そうでございます。

【会 長】その他ご意見ございますか。よろしゅうございますか。これは、了承としてよろしゅうございますか。本件了承にいたします。

次に、資料9「ウォーキングイベント（しんじゅくシティウォーク）事業の委託について（変更）」であります。説明者は資料の確認をした上で、説明をしてください。どうぞ。

【健康長寿担当副参事】健康長寿担当副参事でございます。よろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。本案件の説明の際に使用する資料は資料9-1、参考9-1、9-2、本日机上配付させていただいております参考9-3でございます。それでは、早速説明に入らせていただきます。

ウォーキングイベント（しんじゅくシティウォーク）事業の委託について（変更）でございます。本年10月に実施するウォーキングイベント（しんじゅくシティウォーク）の業務委託については、平成30年度第9回本審議会において審議し、了承を得ましたが、了承された内容から変更が生じたため、今回改めて付議させていただきます。

資料9の2ページをご覧ください。事業の目的、対象はご覧のとおりです。事業内容の応募資格の変更についてです。平成30年度第9回本審議会において、委託先についてはI SMS適正評価制度またはプライバシーマークの認証・認定を取得していることをプロポーザル方式による事業者選定基準に沿ってご報告し、了承を得ました。平成31年3月に業者選定のために公募いたしました。応募してきた3社のうちプライバシーマーク等の認証・認定を取得している事業者は1社のみであり、また、当該事業者は他の選定項目において応募要件にかなわなかったため不調といたしました。そこで、応募資格を見直し、プライバシーマーク等の認証・認定を受けていることに加え、その認証・認定がない場合は、同等以上の情報セキュリティ対策を講じていることが分かる書類を提出できることを応募資格に追加し、再公募を行い、今回、株式会社イベント・コミュニケーションズに委託することが決まりました。

資料9の3ページをご覧ください。認定、応募資格の変更に伴う委託先の情報セキュリティ対策の確認についてです。委託先の個人情報の取扱い及び職員向け研修等の状況を示した資料、社内ネットワークやシステム管理に係る規程を提出させ、状況を確認するとともに、情報セキュリティアドバイザー及び区の情報システム担当による確認・評価を行いました。その際にチ

チェックした項目は3ページの※印以下でお示ししたとおりです。

委託先はプライバシーマーク等の認証・認定の取得及び第三者による監査は行われてはいませんが、本事業を実施する上で必要となる情報セキュリティ対策が講じられていることや、参加申込者の個人データの平常時及びイベント当日の管理方法等運用上の情報セキュリティ対策について、必要な対策を講じていることを確認いたしました。

資料9の4ページをご覧ください。次に事業の委託の変更についてです。太ゴシックが平成30年度第9回本審議会了承内容からの変更部分ということで、こちらを中心にご報告をさせていただきます。

まず委託先についてですが、先程ご説明させていただいたとおり情報セキュリティ対策の要件を変更し、その内容を確認いたしました。次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、前回の審議会において傷害保険加入のために生年月日を収集し、処理させるとご報告しておりましたが、今回の保険加入には不必要な情報となりましたので、項目から削除いたしました。しかし、どのような年齢の方が参加するのかは、事業の評価をする上で必要となりますので、年齢を追加いたします。また、参加区分についてはNPO等区内で活動をしている団体に所属している方についても参加可能とすることから、区内の活動を追加しました。さらにインターネットより申込みをした方については、参加当日受付をする際に必要な申込者番号や参加案内について、事前にメールで送付する必要がありますので、メールアドレスを収集させる項目に追加いたします。

次に、処理させる情報項目の記録媒体です。電磁媒体として委託先のサーバとしていたところを、委託先が使用する業務用パソコン及び委託先が使用するサーバに変更いたします。これについては今回決定した委託事業者が自社サーバを保有しておらず、民間サーバを使用していること及び業務用パソコンで参加者情報を管理する必要が生じたためです。

次に、委託の開始時期及び期限についてですが、ウォーキングイベントのホームページについては、年度末まで管理を委託することから、令和元年6月中旬から令和2年3月31日までに変更いたします。

次に、受託事業者に行わせる情報保護法対策についてです。資料9の6ページをご覧ください。6に記載しましたとおり、電子メールに関しての個人情報保護する対策についても追加をいたします。

最後に資料9-1をご覧ください。本件事業に係る個人情報の流れについては、資料2にお示ししたとおりです。個人情報に関するそれぞれの保護対策については、黄色に赤字でそれぞれ

れ記載させていただきました。

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

【会 長】 それでは、事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見について報告してください。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザーのご意見の前に、参考の9-2、それから今日お配りをさせて頂きました参考9-3について、関連がございますので、説明をさせて頂ければと思います。

お手元にある参考9-2でございますが、今、担当副参事のほうでご説明をいたしました案件も含めまして、区のほうで申込みサイト等を活用した業務委託が非常に近年増えてございます。そのため、区の事務局のほうでも情報システム課セキュリティアドバイザーとご協議をして、受託事業に係る要件ということで整理をさせて頂き、前回の審議会においても、ご説明したところなのですが、様々ご意見を頂いたところもございまして、変更を加えたところが下線部分になります。

まず、こういった類似の事業を1番、受託事業者の要件、⑦でございますけれども、今回のように第三者認証を受けていないような事業者も想定できることから、同等以上のセキュリティ対策を講じているようなこととしたいと思っています。ただし、同等以上のセキュリティ対策を講じているかどうかの確認をすべき項目については、改めてセキュリティアドバイザー、情報システム課と協議をして、お付けしています2枚目に、どういうところを確認すべきなのかというところについては、確認項目を挙げさせて頂き、今回、担当副参事からもご説明ありましたけれども、こういったところを中心にチェックをしたところでございます。

また、⑧といたしまして、過去に情報漏洩等の事故を起こしていない事業者というようなことを選定することが望ましいということで、⑧を入れさせて頂きました。

大きな2つ目、事業そのものの要件といたしまして、まず運用上の要件について、③といたしましてメールソフトによるメールの受信を行うような場合には、専用のアカウントを設けること。それからシステム上の要件、一番下の下段になりますけれども、サーバをレンタルする場合も多く想定できることから、サーバをレンタルする場合には、上記のシステム上の要件、書かせて頂いている記載内容を、レンタルサーバの事業者側でも順守されているかどうかを、受託先が確認をするということで要件とさせて頂きたいと思っています。

続きまして、参考の9-3 ご覧いただけますでしょうか。こちらは再委託の取扱いについて整理をさせて頂いたものでございますけれども、今般、システムにかかわる業務委託も増えて

いるということで、細かい部分の再委託かどうかの判断が難しいような形態も増えていますことから、このような整理をさせて頂きたいと考えております。まず、この表中の1番と2番、これは委託先が、区からの委託業務にかかわる、根本の業務で利用するシステムの開発や改修、それから運用や保守、こちらを他の事業者へ履行させるような場合には再委託とし、それ以外の3番、4番、5番ですけれども、たまたまそのシステムで使うOSですとか、インターネット回線、それからサーバ、レンタルサーバも含めて、データセンター、こういった利用については、あくまでもセキュリティ上のチェックはきちんと行いますけれども、再委託として扱わなくても良いのではないかなというように整理をさせて頂きたいと思っております。

1番と2番については、業務の根本にかかわるシステム開発等になりますので、それを再委託する場合には、再委託として本審議会にご報告することとしたいと思っております。いずれにしても、セキュリティ対策を区のほうでもしっかりと確認したいと思っております。

セキュリティアドバイザーの意見一覧では、今ご説明したことと似ているのですが、一覧の2行目になりますが、委託先はプライバシーマークの認証や第三者監査は受けていないのですが、委託先の個人情報の取扱いや、職員向けの研修の状況を示した資料、それから社内のネットワークやシステム管理に係る規程を、確認をさせて頂きましたところ、必要となる情報セキュリティ対策を講じているということ、セキュリティアドバイザーに確認させて頂きました。また、レンタルサーバ提供事業者については、ISMSの認証を取得している事業者であり、十分なセキュリティ対策が講じられているということ。また、さらにバックアップを定期的にとっていること、ファイヤーウォールを申込者のデータベースの内側に置き、管理していること。それから、システム障害が発生した際に、どこまで復旧できるかを明示できることということ、確認をするよう助言を頂き、それについては今、担当課を通じて確認をしているようなところでございます。以上です。

【会長】 それでは、ご質問かご意見がありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 今回、委託先についての変更ということでしょうか。当初の応募要件、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの参加資格を持っていなかったということで、ご説明を受けたのですが、これは一体どういうものなのか。それから、今回のこの事業に関連して、どのような意味を持った仕組みなのか、教えてください。

【健康長寿担当副参事】 東京電子自治体共同運営電子調達サービスと言いますのは、電子で入札参加できる資格を有する事業者、これは経営状態が問題ないかなというように確認できている業者が資格を有するということで、契約管財に確認しましたところ、登録関係がきちん

とされているかということと、過去3年の財務諸表等で安定した経営が確認できているということで、今回もそのようなものを提示していただくことで確認させて頂いております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、最初落札した業者さんは、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録されていなかったか、あるいは過去3年分の財務書類等に何か問題がある、そのようなことですか。

【会 長】お答えください。

【健康長寿担当副参事】ももとのプロポーザル選定の公募の時に、東京電子入札参加資格を持たれていなかったということで、提案内容の中身を確認する前の時点で、当初の応募要件を満たしていないということで、不調とさせて頂きました。そもそも、電子入札参加を有する事業者の応募がないため、応募資格を見直したものです。

【三雲委員】実際に財務状況が悪いかどうかよく分からないところですが、そうなってくると、今回プライバシーマークを取得しているという形で、区の方で情報セキュリティ対策がとられていることを確認する。なおかつセキュリティアドバイザーの対応としては、第三者認証を受けていない場合は同等以上のセキュリティ対策を講じていることが条件ということで、結局プライバシーマークをとっているということは、規程のセキュリティがとられているということが担保されている。それは信頼して構わない、こういうことだと思うのです。そうではなくて区の場合ということでは、もしそこに間違いがあった場合のリスクというものが格段になってくると思うのですね。そういったリスクをとって、今回条件を緩和するということと、あと先程おっしゃった、過去3年の財務書類についても、実際に中を見て問題がないということを確認するといっても、結局同じようなリスクを負うことになると思うのですけれども、なぜ情報リスクのほうは緩和できるけれども、こちらのリスクを事前に確認しないのか。

【会 長】お答えください。

【健康長寿担当副参事】リスクについては、先程申し上げたように、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの参加資格と同等の対策が講じられていることの確認を行うことを先程申し上げましたが、履歴事項全部証明書という登記確認をして、財務諸表等も、同じものを今回出して頂いています。東京電子入札参加資格を持たれていない業者については、その資格を有するか、履歴事項全部証明書と過去の3年間の財務諸表等の書類を提出することで要件を確認しております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、当初プライバシーマークを取得している業者で、なおかつ東京電子自治体共同運営電子調達サービスの要件を満たさなかったケースについては、財務状態について、実質的な審査は区の側で行ったということによろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】東京電子自治体共同運営電子調達サービスの参加資格についても、同じような形で提出ということで、確認できました。

【三雲委員】そうすると、今、伺っているご説明と、事業概要で書かれている内容と、違うような感じがするのですね。事業概要に書かれている業務委託ですね。プライバシーマークを取得している事業者は1社だけけれども、その事業者は他の選定項目、東京電子自治体共同運営電子調達サービス参加資格を有することによって、応募要件にかなわずということですが、だから不調となって、応募資格を変更したということだったと思うのですけれども、そうするとこれ実質的にチェックをしたのであれば、しかも実質的に問題なければ、この電子調達サービス参加資格を持っていなくても構わないということであれば、わざわざ入札をやり直すこともなかったのではないかと。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】応募資格として、東京電子自治体共同運営電子調達サービス参加資格を有すること、そしてまたI SMS適正評価制度やプライバシーマークの認定を受けていることと、両方とも持っていることを今回条件とさせて頂いておりましたので、その両方を持っている事業者が1件もなかったということで、一旦不調にさせて頂き、そして、こういうイベントをやる事業者というのはあまり、区に応募して下さるところがなかったので、この3社が再度応募して下さる可能性も高いのではないかとということで、この両方の資格、先程も申し上げたように、電子入札参加資格については、それを有すること、または先程申し上げた履歴事項全部証明書及び過去3年間の財務諸表等の書類を提示するというにしました。先程のプライバシーマーク等がないところについては、同等以上のセキュリティ対策を講じていることが分かる書類を提出することで改めて再公募させていただいたということになります。

【三雲委員】それは両方の要件を緩和して、もう1回応募してもらって、その上で今回の事業者に決定をされたということによろしいですか。

【健康長寿担当副参事】はい、そうです。

【三雲委員】先程言ったように、要するにプライバシーマークを持っているということは、それがあんなら、セキュリティ上の問題はないという前提で区の側も扱ってよいという、そういう

う推定が働くところだと思えるのですけれども、それがあってもかまわないということは、当然区の側でセキュリティを確認するという、そのリスクを負うことになるのですが、この点、区の側としてはどういう対応をするのですか。

【会 長】この1件で終わる話なので、ほかの件もこういう形で参加資格を緩めるのか。この1件だけでというのだったら、「まあいいでしょう」となるかもしれないけれども、もともとそういうふうに変えるのですよとなるのか、ご説明を。

【区政情報課長】基本的に受託事業の要件に書かせていただいておりますけれども、第三者認証や、あるいはプライバシーマーク、I SMSを受けているということが、やはり基本は望ましいですし、あるべきだと思っております。今回も、短期間にその認証をとれるのであればとっていただくということも検討をしたのですけれども、認証を申請してから認証がおきるまで、1年弱ぐらいかかるということもありまして、そうすると応募に参加ができる事業の参加というのは、かなり狭まってくるというようなこともございました。第三者認証を取得しているということを原則にしながらも、もしない場合にはそれを別のチェックで確保するというようなスタンスを、この案件以外の事業についてもとらせて頂きたいとは考えています。

ただ、ここのアドバイザーからの意見にも書いてございますけれども、要配慮情報を扱う事業やアプリ、そういったものに使う事業については、原則、例外なく第三者認証、プライバシーマークやI SMSを受けている事業者であることを、譲らない線として決めるということ考えています。

【三雲委員】大体分かりました。ただ、履行状況をどのように捉えて、どのようなタイミングで確認していくのかということ。もう1つが、今回、このイベント・コミュニケーションズという会社をお願いすることになったと思いますけれども、当然、次年度以降も同様の業務委託を行うことがあって、要件が緩和されたままイベント・コミュニケーションズがずっとプライバシーマークを取得しないで、この案件を受け続けるという状況になってくると、プライバシーマークを要件とする意味がなくなってしまうわけなのです。そのあたりの対応はどのように考えていらっしゃいますか。

【会 長】私も、ほかのこの影響も聞いたのですけれども、本審議会はこの件だけに絞って頂けませんか。本件についてのみの場合、特例としてこの条件での入札、委託先を決めたことに、仕方がないということで承認になるのではないかと思います。いろいろなご意見もいのですけれども、ほかの件については白紙ということでお願いします。本件だけに限定して、今回このような特例で事業者を選定したということで、皆さんに諮って、今回はいいだろうと

ということなら、それで。

【区政情報課長】そうしましたら、受託事業の要件についての第三者認証については、本案件については必要なしということにさせて頂いて、同等のチェックをさせて頂くということで整理させていただければと思っております。

具体的にチェックのタイミングについては、これから考えていきたいと思えます。

【会 長】同様の件がほかにも出てくるだろうという予測はしますが、検討させて頂くということにします。ほかに質問、どうぞ。

【健康長寿担当副参事】来年度の委託についてなのですけれども、また来年度改めて応募要件を検討する中で、また改めましてプライバシーマーク等の取得を要件にして、公募はしたいと思っております。

事業者にも、プライバシーマーク等の取得を推奨していきたいと思えます。

【会 長】よろしいですか、三雲委員。

【三雲委員】はい。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】今回、受付をするシステムについて、対象者はどのぐらいなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】500名を考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】サイトを經由しての人数は。

【健康長寿担当副参事】今回初めてサイトを運営いたしますため、予測がつかないのですけれども、多くのウォーキングイベント等では8割程度がサイトからの申込みであると伺っております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】資料9-1⑤のところに、「メールによる参加者番号、参加案内情報の送付」とあるのですけれども、個別にメールのやりとりをするのが500人ぐらいというのは、結構難しいのではないかと感じるのですけれども、その辺の対策というのはどのように考えてますか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】当然ながら、BCCという形で考えておりますし、Outlookという形を伺っております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】当然、BCCでメールアドレスを書くと思うのですがけれども、例えば違うメールアドレスに氏名、住所などそういうのが送られてしまうことというのが、O u t l o o kだと間違えて送ってしまうことがあると思うのですが、その辺の対策はどうするのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】事業者のほうからご本人様宛てにお送りするのは、個人情報は一切含まないイベントの案内と、参加番号に限らせて頂きます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】そういったことであれば、そこから調べる方法が何もなければ問題ないと思います。分かりました。

もう1点、さっきの参考9-3のところ、今回サーバを使うという話で、ASPサービスというのは使わずに、独自で開発したシステムを使うという認識だという認識で大丈夫ですか。

【会 長】どうですか。

【区政情報課長】今回の申込みサイトについては、サイトそのものは受託先の事業者が構築をするということで、通常の委託です。今回、サーバのレンタルということですが、それについては、業務そのものではなくて、業務を遂行する上で利用するサービスということで、民間サーバの提供ということで、参考9-3の5に該当するという整理をさせていただきました。

今回はASPサービスではないですが、ASPサービスについては、例えばLGWANのASPサービスのように、これは違うのですが、認証登録が必要なものもございしますので、その場合には、ここに書かせていただきましたけれども、再委託になる場合ですとか、あるいは三者契約になる場合ですとか、登録した事業者そのものが、やはり表に出てこないはずというようなサービスがあるということですが、今回には該当はいたしません。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございました。また、イベントをやっている会社に今回委託するという話なのですが、かなり大きな規模のイベントをやるときに、メールでやりとりをするというのはあまりないのかなと思ったので、まず、O u t l o o kを使わない選択肢は、この業者がとれるのかというのを確認して頂きたいと思います。それがもしできるのであれば、自動で送るというシステムがあるはずですが、そもそも別の会社なわけですから、そこがまずど

うかというのを調べて頂ければと思いました。

そういう状況ではないかもしれないのですけれども、9-3の、先ほどのサーバのところで思うのですけれども、この一番最後の5のところに、「業務内容に応じて『再委託として取扱わない』『三者契約』『再委託』を判断」と書いてあるのですけれども、これは自社開発の場合もこの判断はやったほうがいいのかとちょっとと思いました。

というのは、自社開発と言いつつも、その中にASP的な要素が入っている。例えばメールの送受信のシステムは、どこかからとってきたシステムを使っているという可能性のほうが、多分これはITの会社なので、高いと考えています。そうすると、この5つの区分、もちろん区分というのはあっていいと思います。大筋はこれでいいと思いますけれども、内容によっては自社開発と言いながらも、何か取り入れているという可能性はかなり高いと思っているので、これは特に5番に関してだと思うのです。なるべく業務内容に応じて判断する。

【会長】 この資料、参考9-3そのものの議論は今日はしませんので、疑問が出たというのは事務局のほうでご検討いただいて。問題は、この一般論を議論するのではなくて、今度、委託先のところに必ず再委託、この今回は、入れても構いませんけれども、これはどういう理由で再委託に当たらないとか、この場合は再委託ですとか、それを表示して頂くようにしていただければ、その都度審議しますから。一般論としては、ここでの審議対象には入れないということにさせて頂いて。きりがいいですから、もっと専門家がやらないと、素人が言っても、仕方がない。専門家のほうでの検討にしてください。その都度、議題について、再委託か再委託ではないか、こういう理由で再委託ではないなどを議論すると。意見があればその都度、これはちょっとおかしいのではないかとさせて頂ければいいです。

何かご説明に追加あれば、どうぞ。

【健康長寿担当副参事】 先程伊藤委員からご指摘ありました自動返信メールは確認しておりますので、業者のほうに確認します。

【会長】 伊藤委員、どうぞ。

【伊藤（陽）委員】 これで最後にしますけれども、メールのやりとりの話は毎回確認して頂きたいというのと、参考9-3について整理することをお願いします。

【会長】 これについては、その都度、この資料を付けて頂いて、だんだん詳しく、分かりやすくなるように、議論していきましょう。

ほかにご質問かご意見ございますか。須貝委員、どうぞ。

【須貝委員】 念のためにお尋ねするのですけれども、今回は認証がなくても、相当性を有して

いるということで。例外的に認める。今回は、認めるとしても、次回もそうなるとは限らないから、ちゃんと認証をとっておきなさいよというような行政指導になるということは、特にならないのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】本事業者につきましては、今後、認証取得のお話をさせて頂きたいと思っております。

【須貝委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますか。ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承いたします。

次に、資料11「介護保険関連システムの再整備等について」です。それでは説明者は資料の確認をした上で、ご説明ください。

【介護保険課長】介護保険課長です。

【地域包括ケア推進課長】地域包括ケア推進課長でございます。よろしく願いいたします。

【介護保険課長】両方のサービスをまとめまして介護保険課長からご報告をさせて頂きたいと思えます。

まず資料の確認をさせて頂きます。資料11、ホチキスどめのもので8ページになってございます。そして資料11-1-1、現行介護保険関連システム関連図。次に新介護保険システム関連図、資料11-1-2です。そして、資料11-2-1、新介護システム個人情報項目、それから資料11-2-2、新ケアマネシステム個人情報項目ということになります。

そうしましたら資料11、介護保険関連システムの再整備等について、ご説明いたします。

【介護保険課長】介護保険関連システムの再整備等に伴い、電子計算機による個人情報の処理開発、変更という形での諮問事項と、それから、業務委託についての報告という形になります。

2ページ目をあけてください。事業概要になります。事業名は介護保険関連業務、担当課が介護保険課と地域包括ケア推進課です。介護保険関連業務の安定運用を図るために、システムを導入しています。対象者ですが、新しくできる新介護システムについては、新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員となります。2番の新ケアマネシステム、こちらは新宿区介護保険の被保険者となりまして、この表の一番下のところの3番を見て頂きますと、対象者の規模はそれぞれ、9万3,000人と7万5,000人の対象者数になっています。

事業内容のご説明をさせて頂きたいと思えます。資料11-1-1、それから資料11-1-2を使いまして、ご説明をしたいと思えます。最初に資料11-1-1で、現行の介護保険

関連システム関連図のほうを見てください。今の状況という形になります。水色のところ、介護システムを導入しています。こちらのほうは介護の保険料や給付に関する業務のシステムになります。左下の若草色のところ、これは介護認定の関係のシステムです。右側のピンク色のところは、介護予防ケアマネジメント等のシステムになっています。

事業内容のところの2ページに戻っていただきますと、こちらのほう、(2)に、区独自仕様というようなことが、書いております。制度改正が行われるたびに、システムの改修に要する作業や費用の負担が毎年増加している状況があります。このため、他自治体においても導入しているパッケージのシステム、これをこれからは導入したいと思っているところです。また、図のほう、新のほうの図を見ていただきますと、水色、若草色、それからピンクの中の事業対象者管理、こちら一体となった形で新介護システムの導入をいたします。

右側のほう、ピンク色のほうの残った業務のほうが、新ケアマネシステムというような形になります。下の段に赤で書いてありますところをちょっと読み上げたいと思います。システムの変更点。①現行の介護システム及び認定システムは新介護システムとして1つにする。②現行のケアマネシステムは新ケアマネシステムにします。③現行のケアマネシステムで行っていた事業対象者管理は新介護システムで行うというような形で、2つのシステムに入れ替えたいと考えているところでございます。

戻って頂いて3ページ目のほうを今度はお開きください。介護関連システム再整備等について、3番目の枠、記録される情報項目では、(1)の個人の範囲は先程の対象者でご説明したとおりです。記録項目については、資料の11-2-1と11-2-2を見て頂きますと、ホチキス留めしてあるほうの2-1のほうが、新介護システムのほうで使う情報になります。例えば、6番の要介護認定申請受付業務では、⑭認定情報というような項目がございます。認定情報は、そのページをめくっていただいて、4ページ目を見てください。真ん中ら辺に⑭認定情報というような項目がございます。その内訳は要介護認定区分や、認定審査会の意見等というようなもので、こちらに書いてあるような情報を明記することを記載しています。11-2-2のほうは、介護予防ケアマネジメント関係の情報となります。

また、3ページに戻ってください。新規開発・追加・変更の理由ですけれども、今後見込まれる様々な制度改正の際、他自治体においても導入しているパッケージシステムの導入を行うことで、システム改修に要する作業や費用を抑制し、介護保険関連業務をより安定的に運用したいということがございます。

その下の段です。変更の内容、1番から6番まで書いてございますが、この中で個人情報と

というような中で一番気をつけていくというところでは、3番の現行システムから新システムへのデータの移行、それから6番の、最後のところですね。検証というようなところでは、取扱いに十分注意していく必要があると、担当として考えているところです。そこで、一番下の段、開発等を委託する場合における個人情報保護対策では、全て読み上げませんけれども、5番以降ですね。こちらのほうをやっていきたい。実データを利用した検証作業は区職員が実施する。6番、データ移行等の個人情報を取り扱う作業は区の職員が行う。7番、本業務に係る個人情報を庁内外へ持ち出すことを禁止する。それから8番、委託先がモバイルパソコンを持ち込む際は、区の許可をとらせませす。用途は社内事務の連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及びUSB等の記録媒体との接続をさせないよう、区の職員が立ち会うというようなことを、やっていきたいと思っております。

次、4ページをご覧ください。こちらの、始める時期となりますけれども、一番下の枠になります。7月25日に事業者の決定を予定しております、9月以降に作業に入りまして、令和3年1月には本稼働をさせたいというような形で考えているところです。

次に、5ページのほうをご覧ください。これは業務委託の部分で報告事項になります。委託先は、未定と書いてございます。公募によるプロポーザルで、7月25日には決定をしたいと思っております。※印のところですね。プライバシーマークまたはISMSの認証取得している業者を選定する予定になってございます。

先程の説明のところでありませんでしたところだけ説明をしたいと思っております。委託の内容のところ2番、保守業務です。システムが稼働しましたら、その稼働を安定的にさせるために保守業務をやっていただくというような形になります。そちらの時期は稼働予定の令和3年の1月からということでございます。

次に、6ページを見てください。委託業者に行わせる情報保護対策というところは……、こちらのところで、私どものほうで伝えたいというようなところとしては、4番の開発過程における検証作業においては、受託事業者にダミーデータを使わせる。5番、データ移行（セットアップ）は委託先のモバイルパソコンにデータを保存することを禁止させるとともに、区の立会いのもと委託業者に行わせる。

それから、システム上の対策、一番最後の3番でございます。不具合が発生し、受託事業者が直接障害対応をする場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じまして、庁内で必ず行うというような形で考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】セキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】アドバイザーの意見一覧をご覧ください。上から3行目になります。必要となる対策は様々とられているということで、さらに以下の内容について助言する。今、担当課長のほうから説明があった項目についてで、ございます。システム稼働の検証作業をする際に、委託先のモバイルパソコン等を持ち込むことが想定されるということで、その場合にはUSBによる個人情報の流出を予防する観点から、モバイルパソコンにUSBを使用できない設定をすることを推奨するとともに、それに対して担当課のほうでは、委託先がそのようなことがないよう、職員が立会いをして、一切その辺の接続がないように十分確認をするということで回答をいただいております。以上です。

【会 長】ご質問、ご意見等ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】この委託先についてはプライバシーマークまたISMS認証取得業者を選定する。これらを持っていない業者さんに改修を依頼するということはないという理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】そういう予定はありません。認証取得事業者という形になります。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】パッケージをインストールするという形だと思うのですが、モバイルパソコンとかUSB自体を区のパソコンや、ディスクとかにインストールするという流れになるのか、どのようにインストールするのか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】区のほうのUSBに一旦入れまして、それから情報を入れ直すというような形になります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】分かりました。ということは、USBを介してパッケージをインストールするというイメージだと思うので、そこに関してもかなり厳しく区の職員が立ち会って、ここにモバイルパソコンを持ち込む際というのは書いてあるのですが、ここでも同じようなことをやっていることになると思うのですが、この辺はしっかり状況を確認してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】記録媒体は、庁内の外には持ち出さないという形にしていますので、庁内で

作業をやってもらいます。そういうような形で対応したいと思います。

【会 長】ほかにご質問、ご意見。須貝委員。

【須貝委員】介護保険システムなのですけれども、パッケージシステム化が、一般的に語られているところなんですけれども、新のところを見ますと、これ新介護システムと、新ケアマネシステムと2つ上がっているのですけれども、この2つのシステムを1つにする。そういったパッケージ化はまだ図られていないのですか。要するに、できれば1本にまとめたほうが一番効率的なのかなという気はするのですね。ですから、この新しい案もまだ中途半端なのかなという感じがしてならないのですけれども、その辺のところはいかがですか。

それから、パッケージベンダーの話ですけれども、ここには業者の名前が書いてあるのですが富士通とか三菱電機とか、ほかにもいろいろな業者がいらっしゃると思うのですが、その辺のパッケージのシェアといいますか、もし分かったら教えて頂ければありがたいのですが。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今、2つのシステムをできれば1本にというお話ですけれども、現状、パッケージで今あるものとしては、この2つのまとまりが最少です。これを3つにしているパッケージもあるのですけれども、2つという形を1個になっているものはないというところですよ。

それから、こちらに出ている富士通とか三菱とかのほかに、数社の商品が一定程度あります。

【会 長】どうぞ、須貝委員。

【須貝委員】富士通の場合ですけれども、介護システムでは結構シェアをお持ちなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】全国で215の団体が受けているということです。ほかの23区の自治体でも富士通というところは、幾つかあると認識しています。

【須貝委員】そうすると、富士通がこの介護保険システムから撤退するとかということもないのですね。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今導入しているこの介護システム、大規模改修のときには富士通が、それから保守は情報システム課という形で、区独自仕様で運用しているという状況です。介護保険制度が導入されたときは、この形で数区がまとまってやっている形をとっていきました。そこからほかの区のほうでは、パッケージを導入していくというような形になりまして、今、この様な形で実施しているのは当区だけなのですね。ということがあって、我が区もパッケージとい

うような形のものを導入するような流れになってきています。富士通はほかの自治体のところで、今言いました215の自治体のところで、パッケージで、導入して動かしている会社ということになります。

【須貝委員】分かりました。ありがとうございました。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。よろしければ本件はシステムの再整備等については諮問事項、業務の委託については報告事項ですので、特別なことがなければ諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。本件は、そういうことで終了といたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料13「被保護者健康管理支援業務の委託について」であります。それでは、説明される方は資料を確認した上で、ご説明をお願いいたします。どうぞ。

【生活福祉課長】生活福祉課長です。よろしくお願いいたします。

それでは、被保護者健康管理支援業務の委託についてご説明させていただきます。

まず、説明に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。初めに、資料13、本審議会の諮問・報告事項の資料になります。続きましてA4の横向きになっています資料13-1、健康管理指導業務における個人情報の流れ、続きまして同じくA4の横の図になっております資料13-2、被保護者に係る健康診査結果の電子データ作成業務における個人情報の流れ、続きまして参考の13-1、被保護者健康管理支援事業について、最後に参考の13-2としまして、前回の審議会の資料、後発医薬品の使用に係る健康管理指導業務の委託についてで、ございます。

では、説明のほうに入らせていただきます。先に生活保護法の改正がございまして、新たに創設されました被保護者健康管理支援事業について、ご説明させていただきます。参考13-1の資料をご覧くださいと思います。初めに1の事業が創設された背景でございます。生活保護受給者におきましては、多くの健康上の問題を抱えているにもかかわらず、検診の受診率が10%以下にとどまるなど、健康に対する諸活動が低調な状況にあるということから、昨年生活保護法が改正されまして被保護者健康管理支援事業が新たに創設されました。

次に、2の事業の概要でございます。被保護者に対して保護の実施機関は、保健指導、医療の受診勧奨、健康の保持や増進を図るための事業を実施することとされております。初めに、ローマ数字の1にありますように、各自治体において健康診査のデータ等から被保護者の現状調査、課題と分析、健康管理指導の対象者の抽出を行います。

続いてローマ数字2でございますが、今1で把握した課題等を踏まえて各自治体が事業方針を定め、国から示された以下の①から⑤にあるような取組み方策を参考に、健康管理指導を実施するという事になっております。

そして、ローマ数字3でございますように、事業方針に沿って、事業を実施できたか評価を実施し、その結果をローマ数字の4として厚労省に報告するという内容の事業になっております。これを踏まえまして、新宿区で実施する健康管理支援事業の内容についてご説明をしていきます。

資料13の2ページをご覧ください。事業内容でございます。事業名は被保護者健康管理支援事業でございます。初めに事業目的ですが、被保護者に対する保健指導、医療の受診勧奨、その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るためでございます。

次に、事業対象者ですが、3つに分類しております。まず1としまして、薬局が福祉事務所との連携が必要と判断した後発薬品の服薬指導対象者、2としまして、糖尿病等生活習慣病重症化予防対象者、重複受診適正化対象者、重複投薬適正化対象者、頻回受診適正化対象者、最後3としまして、健康増進法に基づく健康診査を受診した被保護者でございます。

続いて事業内容です。初めに今ご説明した事業対象者の1番と2番に該当する方に対して実施します、健康管理指導についてです。先程の参考の13-1のところでご説明しましたが、国の手引きに示された取組み方策を踏まえまして、新宿区では平成26年度から実施している後発医薬品の使用に関する健康管理指導に加えて、糖尿病重症化予防、重複受診適正化、重複投与適正化、頻回受診適正化を含めました5つの健康管理指導を今回、被保護者健康管理支援事業として実施をすることとしました。

本事業の実施に当たりましては、医療に関する知識などの高度な専門技術、経験、ノウハウが必要不可欠なことから、専門の事業者にて委託することで効率的に業務を実施いたします。

なお、昨年、平成30年6月現在で都内の福祉事務所では10区11市で本事業を実施しているという状況です。

次に、事業の流れについてご説明します。今度は資料13-1の図をご覧ください。点線囲いの中にありますけれども、まず左側の青色の囲いが生活福祉課、区になります。右側の緑色の囲いが委託事業者となります。まず初めに①の指導対象者の選定です。生活福祉課におきまして、生活保護システム及びレセプトファイルシステムを用いて、各指導の対象者を抽出します。そして②の印刷の部分ですが、抽出した対象者ごとに個票も印刷しまして、1人1人被保護者ごとに作成したファイルにその個票を閉じ込みます。

続いて③、指導対象者情報（紙）の提供のところです。この指導対象者情報（紙）というのが今②でご説明した個票をとじ込んだファイルのことを指します。委託事業者が指導を実施する際は、生活福祉課から委託事業者に対して、当日中に架電、または面接する予定の対象者分のみ情報を渡します。受渡しに当たっては、管理台帳に受渡しの日時等を記録することいたします。

続いて④、健康管理指導の実施です。提供された情報を使用して委託事業者が対象者に対して電話指導や面接指導を行います。図にございますように糖尿病等生活習慣病重症化予防対象者に対してのみ面接指導を行い、それ以外の指導対象者には電話指導を行います。指導をした内容、実績については個別支援計画票に記入します。これが⑤の部分になります。最後に⑥と⑦の部分になりますが、1日の業務が終了しましたら事前に渡した、提供した紙の指導対象者情報、それから記入した個別支援計画表を委託事業者から生活福祉課のほうに返却をしてもらいます。ここでも管理台帳に受け渡し日時等をきちっと記録いたします。以上がまず健康管理指導の業務の流れとなります。

続いて、資料の13の2ページのほうにお戻りください。2ページの事業内容の2つ目の鍵括弧になります。対象者の3番について実施する、被保護者に係る健康課題の分析及び健康管理指導対象者の抽出についてです。国の意見は先程参考の13-1でご説明しましたとおり、健康管理指導の業務を円滑に実施するに当たって、健康診査等のデータを収集して、地域の被保護者の健康課題の分析や事業対象者の抽出を行う必要があるとしています。そこで、新宿区では健康部から被保護者の健康診査票の提供を受け、その内容について電子データ化を行うというものになります。データ化に当たっては、処理件数が1,000件を超えてくるため、効率化を図るために委託により実施をいたします。

こちらと同じく事業の流れのほうをご説明します。資料の13-2の横の図のほうをご覧ください。一番左の黄色い囲いが健康づくり課であります。真ん中の青い囲いが生活福祉課、一番右の緑色の囲いが委託事業者となります。まず、①の部分ですが、生活福祉課から健康づくり課に対して、生活保護法第29条に基づきまして、被保護者の健康診査票の提供をいたします。そして、②にございますように健康診査票のデータを、紙で提供を受けます。受渡しの際は管理台帳のほうに、受渡し日時等も記録しまして、受け取った健康診査票は鍵付きのキャビネットに厳重の保管をいたします。次に③の部分ですが、委託事業者がデータ入力を行う際は、生活福祉課から委託事業者に対して、その日の作業分の健康診査票を福祉事務所の中で事業者へ手渡します。受渡しに当たっては管理台帳に同じく受渡し日時等をきちっと記録いたします。

委託事業者は受領した健康診査票の内容を区のパソコンを使用してデータ入力します。パソコンについてはアクセス制御、ログ監視等の対応がなされたパソコンを使用いたします。

その日の業務が完了しましたら、委託事業者から生活福祉課に提供した健康診査票のほうを返却してもらいます。ここまでが④と⑤の部分になります。③から⑤の流れを日々繰り返しまして、健康診査票、健康づくり課から届いた健康診査票全てのデータ入力が終了しましたら、⑥の部分にございますように、区のパソコンを使用しまして入力したデータを今度はCD-Rに保存します。CD-Rにはパスワードを設定して、次に⑦の部分になりますが、委託事業者から生活福祉課に提出してもらいます。CD-Rの提出に当たっても管理台帳によって受け渡し日時等を記録いたします。

CD-Rに保存された健診のデータは、その生活福祉課の業務用のパソコンで読み取りまして、健康課題の把握ですとか、健康管理支援事業の対象者の抽出に活用していきます。ここは⑧の部分になります。最後⑨としまして、健康づくり課のほうに提供を受けた健康診査票を返却するという流れになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【会長】ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。ございませんか。本件は報告事項ですから、了承ということで終わりにしてもよろしいでしょうか。では本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料14「平成30年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」であります。事務局のほうから。

【区政情報課長】毎年度この運用状況についてはご報告をさせて頂いておりますが、このご報告に先立ちまして、区報等で公表させて頂いておりますので、その点、おわび申し上げます。大変申し訳ありません。

資料をめくっていただきますと、一番最初に目次がございまして、1番から17-2までそれぞれの状況について、統計的に数字を集計させていただいております。まず、1ページをご覧いただきまして、これが公文書公開請求の状況ということでございますけれども、30年度の公文書公開請求については、合計欄にもございますけれども、388件、前年度比で116件の増ということでございます。請求が多かった部署では衛生課、それから各課にまたがる文書の取りまとめを行った区政情報課、それから道路課などがございます。内訳については、それ以降のページに記載してございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして56ページをご覧いただきまして、こちらが自己情報の開示請求の状況でござい

ます。こちら30年度については合計欄がございますが165件の開示請求がございました。前年度と比較しまして、29件の減ということでございます。課といたしましては戸籍住民課、それから特別出張所等が請求先としては多い課でございました。

続きまして83ページをご覧くださいまして、こちらが自己情報の訂正請求、それから利用停止請求の状況ということで、こちらについては実績がございませんでした。

続きまして、103ページをご覧くださいませうでしょうか。業務委託の状況でございます。業務委託につきましては、平成30年度については443件ということで、前年度と比べまして6件の減ということでございます。以降116ページまでその内容を記載してございます。ご覧いただければと思います。

次に、117ページお聞きいただけますでしょうか。目的外利用の状況ですけれども、目的外利用については、30年度23件ということで、前年度比で言いますと4件の減ということでございます。それから、外部提供の状況で120ページになりますが、こちらについては76件、前年度比で比べますと13件減というようなことになってございます。

それから、144ページをご覧くださいませうでしょうか。144ページが外部結合、外部の電子計算機との外部結合の状況でございますけれども、こちらについては30年度56件、前年度比で言いますと3件増ということになっております。また、少し飛びまして199ページでございます。防犯カメラの設置状況でございます。30年度の設置数累計でございますけれども1,129件ということで、前年度と比べますと35件の増というようなことになってございまして、併せて防犯カメラの映像の外部提供について201ページに記載してございます。防犯カメラの外部提供については、30年度50件の外部提供があったというようなところで、確認させていただいております。

主だったものを説明させて頂きましたけれども、全体といたしましては多少の増減はありますが、全体の傾向としては昨年度と比べて変更しているところはございません。以上でございます。

【会長】 それでは、以上をもちまして第2回の審議会を終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。あと、ほかに事務局から連絡事項はありませんか。

【区政情報課長】 この場で、鍋島委員につきましては、消費者団体連絡会からのご推薦ということで、本審議会の委員を務めて頂きました。この度その連絡会の会長様が替わられたということで、本日まで鍋島委員にご審議を頂きましたけれども、この度、団体の会長となられました宮崎冴子様をご推薦を頂き、替わられるということで本日が最後になります。鍋島委員にお

かれましては、長年にわたり本当にありがとうございました。一言ご挨拶頂ければと思います。

【鍋島委員】 どうも皆様、本当にありがとうございました。期の途中で申し訳ないですけども、やはり私も年ですので、若い方をお願いしたいなと思って、ここも宮崎さんに出て頂きたいなと思って、会長にご相談申しましたところ、そういうことができるということですので、本当に期を全うしないで申し訳ないですけども、替わらせて頂きたいと思います。

本当に長いこといろいろ勉強させて頂きました。消費者センターの相談員を経験しておりましたので、個人情報がかんたん厳しくなってきました、厳しくなってくるというのはそういうことのお仕事も、一方ではやりにくくなって。ですから、ここの区のほうもここにお諮りになって、持ち帰りということになったこともあります。本当にこれからも区民を守るという意識を持ってよろしくお願いします。どうもいろいろとありがとうございました。

【会 長】 本当に長い間お世話になりまして、いろいろご意見ありがとうございました。

【区政情報課長】 次回の審議会ですが、7月31日木曜日の午後2時からを予定しております。場所については本日と同じ第3委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】 では、これをもちまして本日の会議を終わります。どうも皆さんご協力ありがとうございました。

午後4時10分閉会